

第3編 風水害等編

第2章 風水害等予防計画

---



## 第1節 災害に強いまちづくり

### 《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 災害に強い都市空間	都市計画課、建築宅地課
2. 風水害等災害の予防	道路課、都市計画課、上下水道課、産業振興課、印旛土木事務所
3. 火災に強い市街地	都市計画課、建築宅地課、道路課、関係各課、印西地区消防組合
4. ライフライン施設	上下水道課、環境課、関係各機関、事業所

風水害等における住民の生命の安全確保を図るため、地域の災害特性に配慮しつつ、各対策事業を推進し、災害に強いまちづくりを総合的かつ計画的に推進する。

### 1. 災害に強い都市空間

震災編・第2章・第1節「1. 震災に強い都市空間」に準ずる。（震-2-1参照）

### 2. 風水害等災害の予防

近年、全国各地で集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風による浸水被害、土砂災害が多発していることから、市内においても繰り返し浸水している地区や水害危険箇所の事前把握に努め、「ハザードマップ」等を活用し、住民への防災意識の高揚を図るとともに、国、県への働きかけを積極的に推進する。

#### (1) 水害対策の充実

市は、国・県その他関係機関の協力を得て、河川・水路の改修・整備、公共下水道（雨水）の整備及び雨水流出抑制施設の設置など総合的な治水対策の推進を図る。

##### ア 公共下水道（雨水）の整備

雨水排除については、浸水発生のおそれのある市街化地区を中心に雨水幹線の整備を図る。また、地区内の排水については、地域の実情を勘案しながら、排水路等の計画的な整備に努める。

##### イ 雨水流出抑制施設の設置

公共下水道の区域外での開発行為においては、雨水浸透貯留施設を設置し、道路等への雨水の流出を防止するよう指導する。

#### (2) 河川の整備

##### ア 河川改修

一級河川（神崎川、二重川、法目川、野口川、七次川）の改修について管理者である国や県へ適宜要請するとともに、道路管理者は河川改修に合せて老朽化や交通量の増加に応じた橋りょうの架け替え等を進める。

##### イ 水路改修

流水の正常な機能を保全し、水路の適正な利用を推進するため、水路の改修を進める。なお、手賀沼水系金山落しの改修については、管理者である国に適宜要請する。

#### (3) 立木・街路樹対策

立木・街路樹が受ける被害（倒木、幹折れ、傾斜）を軽減するため、街路樹等の剪定、枝降ろし、支柱等の適正な管理に努める。

#### (4) 農作物対策

農業協同組合を通じて農作物の風害防止について指導し、被害の軽減を図る。また、降雹等の被害についても指導する。

### 3. 火災に強い市街地

震災編・第2章・第1節「3. 震災に強い市街地」に準ずる。（震-2-2参照）

### 4. ライフライン施設

震災編・第2章・第1節「4. ライフライン施設」に準ずる。（震-2-3参照）

## 第2節 防災体制の整備

### 《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 事前の体制づくり	危機管理課、各課
2. 職員初動マニュアルの整備	危機管理課
3. 各課配備体制の更新と報告	各課
4. 広域防災体制の連携強化	危機管理課
5. 防災活動拠点の自立性構築	危機管理課、各課
6. 業務継続体制の確保	危機管理課、総務課、各課
7. 受援体制の促進	総務課、危機管理課、各課
8. 地区防災計画の普及	危機管理課

初動時における市職員の参集、災害対策本部の設置等、災害時に災害応急対策を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備に関する必要な事項を定める。また、一つの市町村の対応力を上回る大規模災害に対し、周辺市町村が相互に協力し、迅速かつ的確な災害活動が実施されるよう、相互応援体制に基づき平常時に共同で実施する事業等について定める。

### 1. 事前の体制づくり

震災編・第2章・第2節「1. 事前の体制づくり」に準ずる。（震-2-6参照）

### 2. 職員初動マニュアルの整備

震災編・第2章・第2節「2. 職員初動マニュアルの整備」に準ずる。（震-2-6参照）

### 3. 各課配備体制の更新と報告

震災編・第2章・第2節「3. 各課配備体制の更新と報告」に準ずる。（震-2-7参照）

### 4. 広域防災体制の連携強化

震災編・第2章・第2節「4. 広域防災体制の連携強化」に準ずる。（震-2-7参照）

### 5. 防災活動拠点の自立性構築

震災編・第2章・第2節「5. 防災活動拠点の自立性構築」に準ずる。（震-2-7参照）

### 6. 業務継続体制の確保

震災編・第2章・第2節「6. 業務継続体制の確保」に準ずる。（震-2-8参照）

### 7. 受援体制の促進

震災編・第2章・第2節「7. 受援体制の促進」に準ずる。（震-2-8参照）

### 8. 地区防災計画の普及

震災編・第2章・第2節「8. 地区防災計画の普及」に準ずる。（震-2-9参照）

## 第3節 情報連絡体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 情報の収集・連絡体制	危機管理課、各課、関係機関
2. 通信設備の点検と予防措置	危機管理課、関係機関
3. 通信設備の整備	危機管理課、総務課、消防組合、県、電気通信事業者
有線通信手段が途絶した事態においても、市域の被害状況を的確に把握し必要な対策を行うため、情報の収集・連絡体制の整備、通信手段の整備及びその保守等について必要な事項を定める。	

### 1. 情報の収集・連絡体制

震災編・第2章・第3節「1. 情報の収集・連絡体制」に準ずる。（震-2-11参照）

### 2. 通信設備の点検と予防措置

震災編・第2章・第3節「2. 通信設備の点検と予防措置」に準ずる。（震-2-11参照）

### 3. 通信設備の整備

震災編・第2章・第3節「3. 通信設備の整備」に準ずる。（震-2-11参照）

## 第4節 救助・救急・医療体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 医療救護体制の整備	健康課、保険年金課、消防組合、医療機関
2. 救助・救急知識の普及	人事課、消防組合
3. 傷病者搬送体制の整備	健康課、保険年金課、消防組合、医療機関

災害時における負傷者等の救出及び救護・医療活動が迅速かつ適切に実施されるよう、災害医療体制の整備について必要な事項を定める。医療救護活動において、市単独で処理不可能な場合は近隣市町村、県、国、その他の関係機関等の応援を得て実施する。災害救助法が適用された場合は県知事が主体となって対応する。

### 1. 医療救護体制の整備

震災編・第2章・第4節「1. 医療救護体制の整備」に準ずる。（震-2-13参照）

### 2. 救助・救急知識の普及

震災編・第2章・第4節「2. 救助・救急知識の普及」に準ずる。（震-2-13参照）

### 3. 傷病者搬送体制の整備

震災編・第2章・第4節「3. 傷病者搬送体制の整備」に準ずる。（震-2-14参照）

## 第5節 火災の防止

### 《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 出火の防止	消防組合、消防団、危機管理課
2. 初期消火	消防組合、消防団、危機管理課
3. 消防力の強化	消防組合、消防団、危機管理課
印西地区消防組合消防計画に基づいて初期消火の徹底など出火防止を基本とした火災予防対策、消防資機材の整備等による消防力の充実強化について必要な事項を定める。	

### 1. 出火防止

震災編・第2章・第5節「1. 出火防止」に準じ、「地震」を「風水害等」に読み替えるものとする。（震-2-15参照）

### 2. 初期消火

震災編・第2章・第5節「2. 初期消火」に準ずる。（震-2-16参照）

### 3. 消防力の強化

震災編・第2章・第5節「3. 消防力の強化」に準ずる。（震-2-16参照）

## 第6節 水害の予防

### 《計画の体系・担当》

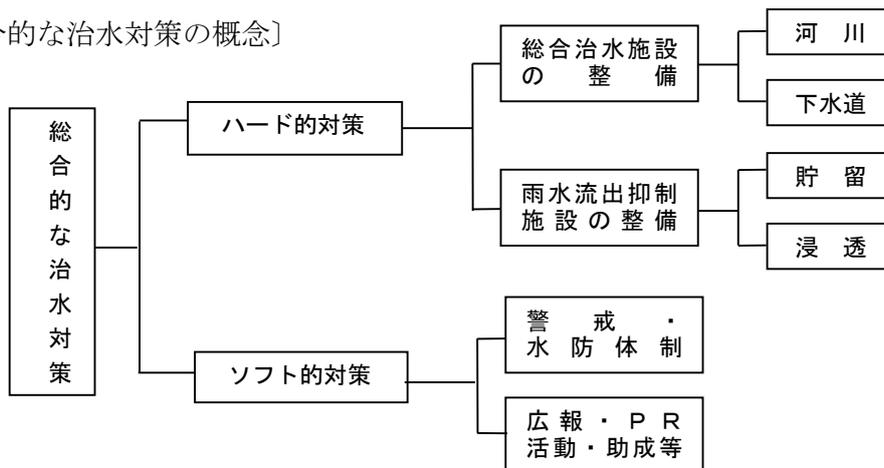
対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 河水統制または河川改修	道路課、上下水道課、印旛土木事務所
2. 河川・下水道の整備	道路課、上下水道課、印旛土木事務所
3. 気象情報、河川水位等の把握	危機管理課、道路課
4. 浸水想定区域の周知等	危機管理課、河川管理者
5. 農作物等の水害予防対策	産業振興課、西印旛農業協同組合

近年、市街地及び周辺の低地に住宅等が建設され、これまでの遊水機能を有していた田畑等が徐々に少なくなり、いわゆる都市型水害の発生が見られるようになった。  
そのため、これらの危険箇所の実態を調査し、河川の氾濫、低地の浸水等に対する予防対策（総合的な水害対策）を講じる。

### 1. 河水統制または河川改修

治水水準の向上のためには、河川改修及び下水道の整備に加えて、調節池の設置及び流域における時間雨量50mm程度の降雨に対する雨水の貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等の総合的な治水対策が必要である。

〔総合的な治水対策の概念〕



### 2. 河川・下水道の整備

本市域においては、流域の都市化の進展に伴い、徐々に中小河川の浸水発生の危険性が大きくなっていくと考えられることから、今後一層の河川・下水道の総合治水施設の整備を推進する必要がある。また必要に応じ、河川管理者等に対し、防災調整池の設置や河川改修などの対策検討を要請する。

また日頃より住民に対し、浸水等水害の危険性を事前に把握し、人的被害等を軽減するための情報源として「ハザードマップ」等を活用し、水害危険区域や避難所等の広報・周知に努める。

### 3. 気象情報、河川水位等の把握

気象観測については、銚子地方気象台の発表を的確に把握するとともに、河川の水位状況についても国土交通省、県等からも情報を収集し、水害が予想されるときは事前の準備を図

る。

#### 4. 浸水想定区域の周知等

住民に水害の危険性を正しく認識してもらうために、ハザードマップの配布やホームページ等により、浸水想定区域や避難所等の周知に努める。

また、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めた場合には、これらの施設の名称及び所在地を本計画に定め、その施設については警報等の伝達方法等を本計画に定める。さらに、当該要配慮者利用施設については、水防法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施等を施設管理者等に指導する。

#### 5. 農作物等の水害予防対策

農作物の水害予防対策については、土地基盤整備事業等を通じて施設の充実および洪水の調整に努めるほか、千葉県や西印旛農業協同組合等と連携して、事前・事後の対応等について普及や指導を行い被害の軽減を図る。

## 第7節 土砂災害の予防

### 《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 土砂災害警戒区域等	危機管理課、建築宅地課
2. 急傾斜地崩壊危険区域等	危機管理課、道路課
3. 防災知識の普及、啓発	危機管理課
台風や集中豪雨などによる土砂災害から住民等の生命、身体、財産を守るため、土砂災害の発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。	

### 1. 土砂災害警戒区域等

#### (1) 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条及び第8条の規定により、土砂災害のおそれのある区域「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」と、建物の損壊等により大きな被害が生ずるおそれのある区域「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」は、土砂災害基本法に基づき、県が指定するものである。本市においては、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域28箇所（急傾斜地の崩壊）が指定されている。（令和2年3月現在）

市は、上記区域において、災害情報の伝達や避難を迅速に行い、土砂災害から生命を守るため、警戒避難体制の確立を図るとともに、特定開発行為に対する許可、建築物の構造規制等の対策を行う。

#### 〈土砂災害警戒区域の指定基準〉

##### 急傾斜地の崩壊

(ア) 傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上の区域

(イ) 急傾斜地の上端から水平距離が10メートル以内の区域

(ウ) 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50メートルを超える場合は50メートル）以内の区域

#### (2) 危険箇所の点検・対策

本市においては、土砂災害警戒区域等について、県及び関係機関の協力を得ながら、梅雨・台風等の災害発生の危険性が高い時期を中心に定期的に危険度を把握するための調査・点検を実施し、適切な規制、対策等を講じる。

#### (3) 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等警戒避難体制に関する事項、避難行動要支援者の円滑な警戒避難に資する情報等の伝達方法を定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布等必要な措置を講じる。

土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が立地する場合は、当該施設に対し土砂災害に関する情報、予警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する。

土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域に準じた警戒避難体制の整備に努める。

#### (4) 土砂災害警戒区域等におけるソフト対策

(ア) 災害情報の伝達や警戒避難体制の整備を図る。

(イ) 居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して構造が安全であるかどうかの確認を行う。

- (ウ) 住宅や要配慮者利用施設の開発行為は、基準に従ったものに限り許可する。
- (エ) 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を図る。

## 2. 急傾斜地崩壊危険区域等

### (1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、県と協議の上、地域住民の協力を得ながら、引き続き「急傾斜地崩壊危険区域」として、県が指定手続きを行う。本市においては、急傾斜地崩壊危険区域が1箇所指定されている。（令和2年3月現在）

#### <急傾斜地崩壊危険区域指定基準>

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- (ア) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- (イ) 急傾斜地の高さが5メートル以上のがけ
- (ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。

## 3. 防災知識の普及、啓発

土砂災害のおそれのある箇所を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報誌への掲載、パンフレットの配布等により、周辺住民等に対する周知徹底を図る。また、土砂災害警戒情報や千葉県土砂災害警戒情報システムの活用等についても、併せて周知するものとする。

## 第8節 風害の予防

### 《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 竜巻等に関する知識の普及	危機管理課
2. 農作物等の風害・ひょう害防止対策	産業振興課、西印旛農業協同組合
3. 施設等の風害防止対策	危機管理課、施設管理者
台風や竜巻、局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。これらの被害を未然に防止又は軽減し、被害の拡大を最小限に防止するものとする。	

### 1. 竜巻等に関する知識の普及

市及び県は、台風・竜巻等による被害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して普及啓発を図る。

#### (1) 気象情報等の確認

平時から、気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報について、テレビ、ラジオ等により確認することを心掛けること。

#### (2) 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。また、避難する時間が少ない竜巻から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- (ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- (イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- (ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- (エ) 大粒の雨やひょうが降り出す。

イ 発生時に屋内にいる場合

- (ア) 窓を開けない、窓から離れる。カーテンを引く。
- (イ) 雨戸、シャッターを閉める。
- (ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する。
- (エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る。

ウ 発生時に屋外にいる場合

- (ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。
- (イ) 橋や陸橋の下に行かない。
- (ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は、頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。
- (エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない。

### 2. 農作物等の風害・ひょう害防止対策

農作物等の風害防止については、千葉県や西印旛農業協同組合等と連携して、台風、冬季の季節風、その他局地的な強風等それぞれの種別に対応した対策を指導し、被害の軽減を図る。

また、白井市では、気象環境の関係で降雹が多く発生し、市特産の梨に被害が出ているた

め、降雹、強風、害虫、鳥害を防ぐことのできる多目的防災網の設置を推進する。

### 3. 施設等の風害防止対策

(1) 送電施設、通信施設等の風害対策

東京電力等の施設管理者と、非常時の連絡体制や防災体制についての連携を確立しておく。

(2) 看板類の風害対策

市は強風により飛来ないし落下の恐れのある看板類等については、日頃より管理者に点検を呼びかける他、住民等からの危険情報を入手する方法について検討する。

## 第9節 雪害の予防

### 《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 道路雪害防止対策	道路課、印旛土木事務所、千葉国道事務所
2. 気象（積雪等）の観測	危機管理課、道路課、道路管理者
3. 農作物等の雪害防止対策	産業振興課、農業協同組合

積雪による冬季の交通障害を除去し、安全な交通の確保を図る。また、積雪が原因の農作物への必要に応じた防止策をあらかじめ計画するものとする。

### 1. 道路雪害防止対策

#### (1) 除雪区分及び除雪路線

##### ア 国土交通省・県

国道16号については国土交通省、国道464号・主要地方道・県道については県が除雪を行う。

##### イ 市道

市道については、主要な市道から優先して除雪を行う。

##### ウ 歩道部及び歩道橋

歩道は、駅前を優先とし除雪に努める。また歩道橋についても、優先的に除雪に努める。

#### (2) 除雪作業

市は、協力土木業者等の関係業者の協力を得て除雪を実施するための連絡体制を整備しておくものとする。

また、融雪時の夜間凍結による「スリップ」防止については、関係機関と連携し、通行規制や、砂・凍結防止剤散布等の処置に努める。

#### (3) 防災知識の普及

大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪が予想されるとき、人命を最優先とするためには、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に避けるための計画的・予防的な通行規制が必要であること、不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、住民等への周知に努める。

### 2. 気象（積雪等）の観測

気象観測については、銚子地方气象台の発表を的確に把握するとともに、積雪の予警報状況についても国土交通省等から情報を収集し、被害が予想されるときは事前の準備を行う。

### 3. 農作物等の雪害防止対策

農作物等の雪害防止については、千葉県や西印旛農業協同組合等と連携して、事前・事後の対応等について普及や指導を行い被害の軽減を図る。

## 第10節 要配慮者の安全確保

### 《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 避難行動要支援者	社会福祉課、高齢者福祉課、障害福祉課、子育て支援課、健康課、市民活動支援課、企画政策課、危機管理課、市社会福祉協議会
2. 社会福祉施設等	社会福祉課、高齢者福祉課、保育課、各施設管理者
3. 外国人等	危機管理課、企画政策課
高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する要配慮者のうち、災害時の避難等に特別な配慮を必要とする避難行動要支援者等の安全確保を図るため、必要な事項を定める。また各種支援体制については、「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」、「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」（県）等に基づいて整備に努める。	

### 1. 避難行動要支援者

震災編・第2章・第6節「1. 避難行動要支援者」に準ずる。（震-2-18参照）

### 2. 社会福祉施設等

震災編・第2章・第6節「2. 社会福祉施設等」に準ずる。（震-2-21参照）

### 3. 外国人等

震災編・第2章・第6節「3. 外国人等」に準ずる。（震-2-22参照）

## 第11節 緊急輸送体制の整備

### 《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 緊急輸送道路の指定	危機管理課、道路課
2. 輸送体制の整備	危機管理課、公共施設マネジメント課
3. 緊急通行車両	危機管理課、公共施設マネジメント課

災害時に救助・救急・医療活動や緊急物資の輸送等を迅速に実施し、被害の発生と拡大の防止を図るための輸送施設及び輸送体制等の整備について定める。

### 1. 緊急輸送道路の指定

震災編・第2章・第7節「1. 緊急輸送道路の指定」に準ずる。（震-2-23参照）

### 2. 輸送体制の整備

震災編・第2章・第7節「2. 輸送体制の整備」に準ずる。（震-2-23参照）

### 3. 緊急通行車両

震災編・第2章・第7節「3. 緊急通行車両」に準ずる。（震-2-23参照）

## 第12節 避難収容体制の整備

### 《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 避難体制の整備	危機管理課、道路課、学校政策課
2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	危機管理課
3. 指定避難所等の整備	危機管理課、公共施設マネジメント課、教育総務課、関係各課
4. 家庭動物対策	危機管理課、環境課
5. 避難所の開設・運営	危機管理課、総務課、教育総務課、生涯学習課、市民活動支援課、施設管理者
6. 応急仮設住宅の用地確保	建築宅地課

大規模災害に備え、住民の安全確保を図るための避難路や指定緊急避難場所・指定避難所の確保とともに、自宅での生活が困難となった被災者に対し、迅速な救援救護を図るための避難施設の確保や応急仮設住宅等について必要な事項を定める。なお避難所の運営方針等については県の「災害時における避難所運営の手引き」に準拠する。

### 1. 避難体制の整備

震災編・第2章・第8節「1. 避難体制の整備」に準ずる。（震-2-24参照）

### 2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

震災編・第2章・第8節「2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定」に準ずる。（震-2-25参照）

### 3. 指定避難所等の整備

震災編・第2章・第8節「3. 指定避難所等の整備」に準ずる。（震-2-26参照）

### 4. 家庭動物対策

震災編・第2章・第8節「4. 家庭動物対策」に準ずる。（震-2-27参照）

### 5. 避難所の開設・運営

震災編・第2章・第8節「5. 避難所の開設・運営」に準ずる。（震-2-27参照）

### 6. 応急仮設住宅の用地確保

震災編・第2章・第8節「6. 応急仮設住宅の用地確保」に準ずる。（震-2-28参照）

## 第13節 給水体制の整備

### 《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 飲料水の確保	危機管理課、上下水道課
2. 非常用水源の保全・確保計画	危機管理課、上下水道課、環境課
3. 民間の井戸の活用	危機管理課、環境課

災害時の給水施設の破壊、飲料水の汚染等により飲料水の供給ができない場合に備え、平時に取り組む飲料水の備蓄、給水タンクの確保等、給水対策についての計画を定める。  
なお、本市の上下水道は市外の施設と密接に連携しており、市内の施設に被害がなくとも市外の関連施設が被災した場合には、市内全域で給排水が停止する可能性があることに留意して対策を進める。

### 1. 飲料水の確保

震災編・第2章・第9節「1. 飲料水の確保」に準ずる。（震-2-29参照）

### 2. 非常用水源の保全・確保計画

震災編・第2章・第9節「2. 非常用水源の保全・確保計画」に準ずる。（震-2-29参照）

### 3. 民間の井戸の活用

震災編・第2章・第9節「3. 民間の井戸の活用」に準ずる。（震-2-29参照）

## 第14節 備蓄体制の整備

### 〈計画の体系・担当〉

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 備蓄・調達体制の整備	危機管理課、産業振興課
2. 供給体制の整備	危機管理課、産業振興課
3. 燃料等の確保体制の整備	危機管理課、公共施設マネジメント課
4. 備蓄場所の整備	危機管理課、公共施設マネジメント課、施設管理者
災害時の食料や生活必需品の調達・供給にし、供給体制や備蓄等についてあらかじめ整備が必要な事項を定める。また良好な保管場所を確保し、スムーズな供給体制の確立を目指す。	

### 1. 備蓄・調達体制の整備

震災編・第2章・第10節「1. 備蓄・調達体制の整備」に準ずる。（震-2-30参照）

### 2. 供給体制の整備

震災編・第2章・第10節「2. 供給体制の整備」に準ずる。（震-2-31参照）

### 3. 燃料等の確保体制の整備

震災編・第2章・第10節「3. 燃料等の確保体制の整備」に準ずる。（震-2-31参照）

### 4. 備蓄場所の整備

震災編・第2章・第10節「4. 備蓄場所の整備」に準ずる。（震-2-31参照）

## 第15節 防災意識の向上と知識の普及

### 《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 市職員に対して	危機管理課、人事課
2. 住民に対して	危機管理課、建築宅地課、消防組合、関係機関
3. 児童・生徒等に対して	教育委員会
4. 避難行動要支援者に対して	社会福祉課、高齢者福祉課、障害福祉課、危機管理課、消防組合、関係機関
5. 施設管理者に対して	消防組合、関係機関
6. 応急手当方法の指導・普及	人事課、消防組合、関係機関
関係防災機関及び住民との協力体制の確立など総合的な災害対策を推進するため、職員、住民、事業所等に対する防災意識の向上を図るとともに各種防災教育を行い、災害対応力向上を図る。	

### 1. 市職員に対して

震災編・第2章・第11節「1. 市職員に対して」に準ずる。（震-2-32参照）

### 2. 住民に対して

震災編・第2章・第11節「2. 住民に対して」に準ずる。（震-2-32参照）

なお、風水害については次の事項を追加する。

#### (1) 普及知識等の内容

##### ア 災害への備え

- ・強風暴風に対する家屋の保全方法（雨戸等の戸締り、ガラスの補強等）
- ・浸水への備え（土嚢等の設置による浸水防止対策）

##### イ 災害時の心得

- ・防災気象情報、5段階の警戒レベル及び避難指示等との関係性や意味、それぞれの段階で取るべき避難行動
- ・ハザードマップ等により災害危険箇所の周知に努める。

### 3. 児童・生徒等に対して

震災編・第2章・第11節「3. 児童・生徒等に対して」に準ずる。（震-2-33参照）

### 4. 避難行動要支援者に対して

震災編・第2章・第11節「4. 避難行動要支援者に対して」に準ずる。（震-2-34参照）

### 5. 施設管理者に対して

震災編・第2章・第11節「5. 施設管理者に対して」に準ずる。（震-2-34参照）

### 6. 応急手当方法の指導・普及

震災編・第2章・第11節「6. 応急手当方法の指導・普及」に準じ、「地震発生にともない」を「災害時には」に読み替えるものとする。（震-2-34参照）

## 第16節 防災訓練の充実

### 《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 防災訓練の充実	危機管理課、各課、関係機関
2. 防災訓練の種別	危機管理課、消防団、消防組合、関係機関、事業所
3. 訓練の実施と事後評価	危機管理課、消防組合、関係機関

市及び関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、事業所等との協調体制の強化等を目的として、各種の防災訓練を実施するとともに、事後評価を行い、訓練内容の改善・工夫及び防災計画の見直し等を図るものとする。

### 1. 防災訓練の充実

震災編・第2章・第12節「1. 防災訓練の充実」に準ずる。（震-2-36参照）

### 2. 防災訓練の種別

震災編・第2章・第12節「2. 防災訓練の種別」に準ずる。（震-2-36参照）

なお、利根川の氾濫等の非常事態に対処するため、印旛利根川水防事務組合構成市町村である当市水防団は、印旛地区水防管理団体連合会主催の水防訓練に参加し、水防活動の実践能力の向上に努める。

### 3. 訓練の実施と事後評価

震災編・第2章・第12節「3. 訓練の実施と事後評価」に準ずる。（震-2-37参照）

## 第17節 自主防災組織等の活動の推進

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 地域住民	危機管理課、消防組合
2. 事業所等	産業振興課、消防組合

災害時には、防災関係機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な活動がきわめて重要である。このため、自主防災組織及び事業所等における自衛消防組織の整備育成について必要な事項を定める。

### 1. 地域住民

震災編・第2章・第13節「1. 地域住民」に準ずる。（震-2-38参照）

### 2. 事業所等

震災編・第2章・第13節「2. 事務所等」に順ずる。（震-2-39参照）

## 第18節 ボランティア活動体制の整備

### 《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	社会福祉課、社会福祉協議会、関係機関
2. ボランティア団体の連携	社会福祉課、市社会福祉協議会
3. ボランティアの養成	社会福祉課、市社会福祉協議会
4. 災害ボランティアセンターとの連携	社会福祉課、市社会福祉協議会
大規模な災害が発生した場合、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受け入れができるよう、平常時からの環境整備について定める。	

### 1. ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

震災編・第2章・第14節「1. ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ」に準ずる。  
(震-2-40参照)

### 2. ボランティア団体の連携

震災編・第2章・第14節「2. ボランティア団体の連携」に準じ、「震災発生時」を「災害時」に読み替えるものとする。(震-2-40参照)

### 3. ボランティアの養成

震災編・第2章・第14節「3. ボランティアの養成」に準ずる。(震-2-40参照)

### 4. ボランティアセンターとの連携

震災編・第2章・第14節「4. ボランティアセンターとの連携」に準ずる。(震-2-40参照)

## 第19節 帰宅困難者等対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 帰宅困難者等	危機管理課、関係機関
2. 一斉帰宅の抑制	危機管理課、関係機関
3. 帰宅困難者の安全確保対策	危機管理課、関係機関
4. 帰宅支援対策	危機管理課、関係機関

大規模な災害が発生し、鉄道等の公共交通機関の運行に支障をきたした場合、通学・通勤などの滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想されるため、帰宅困難者の発生抑制及び徒歩帰宅支援等について定める。

### 1. 帰宅困難者等

震災編・第2章・第15節「1. 帰宅困難者等」に準ずる。（震-2-41参照）

### 2. 一斉帰宅の抑制

震災編・第2章・第15節「2. 一斉帰宅の抑制」に準ずる。（震-2-41参照）

### 3. 帰宅困難者の安全確保対策

震災編・第2章・第15節「3. 帰宅困難者の安全確保対策」に準ずる。（震-2-42参照）

### 4. 帰宅支援対策

震災編・第2章・第15節「4. 帰宅支援対策」に準ずる。（震-2-42参照）